

ID: 26

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	完成検査済証の再交付		
法令名 根拠条項	危険物の規制に関する政令 第8条第4項		
法令番号	昭和34年政令第306号		
【基準】	<p>政令第8条第4項の規定による。 (完成検査の手続)</p> <p>第8条</p> <p>4 前項の完成検査済証の交付を受けている者は、完成検査済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合は、これを交付した市町村長等にその再交付を申請することができる。</p>		
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日